

只木ゼミ後期第1問検察レジюме(反対尋問)

文責:1班

1. 弁護レジюме「II. 学説の検討」において、弁護側はB-2説を採用しているが、「文理的に明確である」こと以外にB-2説を採用する積極的理由はあるのか。
2. 弁護レジюме2頁10行目以下において、弁護側は不作為の殺人罪における作為義務と218条の保護義務を同一と考えている。では、弁護側は保護責任者遺棄死罪と不作為による殺人罪の違いを何に求めているのか。
3. 弁護レジюме3頁30行目以下において、弁護側は母親が育児に消極的であったことを理由に、未熟児の「生育可能性」を否定している。弁護側は「生育可能性」を扶養者の保護が期待できるか否かで判断しているということか。